

東員町 給食支援金のQ & A

【制度のきまりについて】

Q 1. この制度の目的は何ですか？

A 1. アレルギーや登校・登園の状況など、やむを得ない理由で継続して給食を食べられない場合や保護者様の選択によりお弁当を持参している場合など、ご家庭での食事準備の負担を町が支援（経済的負担の軽減）することを目的としています。

Q 2. 「交付対象者」は誰になりますか？

A 2. 交付対象者は町立保育園、幼稚園、小学校、中学校に在籍している園児、児童生徒の保護者様となります。ただし、保育園児、幼稚園児、中学校生徒については、令和8年度のみを対象となり、町内に住所を有していることが条件となります。

Q 3. 「1か月単位で給食を全欠食している」とはどういう意味ですか？

A 3. その月の全ての給食提供日に、一度も給食を食べないことを指します。そのため、月に1日でも給食を喫食した場合は、その月分の支援金は交付の対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

Q 4. どのような理由が対象になりますか？

A 4. 主に以下の4つの理由が対象です。

1. 医師の診断等によるアレルギー疾患
2. 宗教上の理由
3. 登校・登園の状況により、1か月以上継続して食べられない場合
4. 保護者様の選択により、栄養価のあるお弁当を持参する場合

【お手続きについて】

Q 5. 申請方法と必要書類を教えてください。

A 5. 手続きは2段階あります。

1. 「欠食届」の提出

あらかじめ、町が指定する方法（学校や園への届出）により給食を中止する手続きを行っていることが条件となります。なお、欠食届は保護者様からの届出により、欠食となる前月の5日までに給食センターへ届くよう、学校（園）を通じて提出してください。

2. 「支援金」の申請

対象者には学期末終了後ごとに町から「交付申請書」を送付いたしますので、送付文書に書かれている申請期限までに町（学校給食センター）へ提出してください。

【令和8年5月版】

交付申請書の受理後、町は申請内容について審査をいたします。

なお、申請は学校（園）を介さず、保護者様と町との直接のやり取りとなります。

Q 6. 申請には何が必要ですか？

A 6. 事前の欠食届（提出済み）に加え、申請時に交付申請書の提出が必要となります。ただし、適正な審査のために町が必要と認める場合は、必要書類の提出を求めることがあります。

Q 7. 給食がない月も申請できますか？

A 7. いいえ。給食の提供そのものがない月（夏休み中や、幼稚園の3歳児の4月など）は、交付の対象外となります。

Q 7-1. 夏休み時における保育園3歳以上児の自園給食（自園調理）実施期間中において全欠食となった場合は、支援金の対象となりますか？

A 7-1. はい。給食実施期間中において全欠食となった場合、交付要件に合っていれば、支援金の対象となります。

Q 8. 欠食期間中の学期途中で転校（転出）した場合はどうなりますか？

A 8. そのような場合でも、交付要件に合っていれば、支援金の対象となります。なお、町外へ転出の場合でも交付申請書を郵送させていただきますが、不着の場合などは申請漏れとなり、支援金が交付されなくなる可能性もあるため、対象となり得る場合は給食センターまでご連絡願います。

Q 8-1. 入院や自宅療養などの欠席時の欠食も支援金の対象になりますか？

A 8-1. はい。そのような場合は、「登園又は登校の状況により、1か月以上継続して給食を喫食できない状態」に該当しますので、支援金の対象となります。

Q 8-2. : 親の産前産後の里帰りや海外への一時帰国などに同行し欠席となる場合の欠食は支援金の対象になりますか？

A 8-2. いいえ。そのような場合は、家庭の事情によるものであり、お子さまの「やむを得ない理由」による欠席はでないと判断されるため、支援金の対象なりません。

なお、このような場合でも長期で給食を中止する場合は、欠食届の提出を行ってください。

【支援金について】

Q 9. 支援金の額はいくらになりますか？

A 9. その月において、「国の交付金等により町が負担している給食費の額」が支援金の額となります。

令和8年度については、国の交付金等により町が全額を負担するため、給食費

の月額が1か月の支援対象額となります。

Q10. 支援金はいつ、どのように支払われますか？

A10. 支援金の支払いは学期末終了後ごとになります。町で内容を審査し交付決定が出た後に、原則として指定の口座へ振り込みます（後払い方式）。

【適正な利用のためのお願い】

Q11. お弁当の内容に決まりはありますか？

A11. 給食と同等程度の「栄養価のあるお弁当を持参していること」が条件となります。支援金を受け取ること（食費を浮かすこと）を主目的として、お子さまの健康な発育を損なうような内容（例：おにぎりやパン1個のみ、スナック菓子のみ等）は、制度の趣旨に反すると判断され、支援金をお支払いできないことがあります。

Q12. 「支援金を受給するために学校や園を休ませる」ということは認められますか？

A12. いいえ、認められません。本制度の趣旨に反して、不当に支援金を受け取ること目的としていると町長が判断した場合は、交付の対象外となります。学校や園は、お子さまが心身ともに成長する大切な場所です。支援金受給のために登校や登園を控えることは、制度の目的に沿わないだけでなく、お子さまの学びの機会を損なう恐れがあります。

Q13. 申請内容について調査されることはありますか？

A13. はい。適正な審査のために必要な範囲で、町はお子さまが在籍する学校や園に対して、出席状況や実際に持参しているお弁当についての情報を学校（園）に照会することがあります。なお、万が一不正な手段で支援金を受給したことが判明した場合は、返還を命じることがあります。

【その他】

Q14. 「欠食届」を提出している期間中に、急に登校（登園）して給食を食べることはできますか？

A14. はい、可能です。東員町ではお子様の健やかな育ちを第一に考え、本人の「給食を食べたい」という意思を尊重し、いつでも給食を喫食できるよう学校・園にて配慮いたします。ただし、本制度は「1か月における給食提供日数の全てについて欠食した状態（全欠食）」であることを交付の条件としています。そのため、月に1日でも給食を喫食した場合は、事実に基づきその月分の支援金は交付の対象外となりますので、あらかじめご了承ください。